

平成28年度  
統一的な基準による財務書類

平成30年2月  
鹿嶋市政策企画部財政課



## 目次

<b>I</b>	<b>本市の財務書類の公表について</b> .....	<b>1</b>
1	地方公会計制度の概要 .....	1
2	本市の取り組み .....	2
3-1	統一的な基準の特長 .....	2
3-2	総務省方式改訂モデルからの変更点 .....	3
4	作成基準日 .....	3
5	作成対象とする範囲 .....	4
<b>II</b>	<b>本市の財務書類について</b> .....	<b>5</b>
1	貸借対照表(平成29年3月31日現在) .....	5
2	行政コスト計算書(平成28年4月1日～平成29年3月31日) .....	9
3	純資産変動計算書(平成28年4月1日～平成29年3月31日) .....	11
4	資金収支計算書(平成28年4月1日～平成29年3月31日) .....	13
<b>III</b>	<b>本市の財務書類分析(指標)</b> .....	<b>14</b>
1	指標一覧(一般会計等) .....	14
2	指標の説明 .....	15
3	指標の基礎数値 .....	16
<b>IV</b>	<b>施設別行政コスト計算書(一般会計等)</b> .....	<b>17</b>
1	作成方法 .....	17
2	作成結果 .....	18
3	有形固定資産減価償却率について .....	19

## I 本市の財務書類の公表について

### 1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。しかし、単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また、減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立したことにより、地方の資産・債務改革の一環として、地方公共団体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的に、総務省で「新地方公会計制度研究会」が発足しました。同研究会からは平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。

この指針では、地方公共団体の公会計の整備について、国の作成基準に準拠した新たな方式による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請されました。

この要請に基づき、各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらには、東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式を独自にとっており、基準が複数あることで他団体との比較ができない等の問題が生じたため、平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」が公表され、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」、「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、一部事務組合を含むすべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

## 2 本市の取り組み

こうした状況の中、本市では、先行して固定資産台帳の整備を行い、平成28年度決算から、統一的な基準による財務書類を作成しました。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず、資産や負債の状況もより正確に把握できるようになりました。住民にとっても、本市の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになるものと考えています。

### 3-1 統一的な基準の特長

統一的な基準による財務書類は、主に以下のような特長を有しています。

- ① 会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示していること。
- ② 「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成26年6月24日閣議決定)において、「各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する」とされたことを踏まえ、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えていること。
- ③ 各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」が期待されること。

### 3-2 総務省方式改訂モデルからの変更点

本市で平成27年度決算まで適用していた「総務省方式改訂モデル」による財務書類からの主な変更点は以下のとおりです。

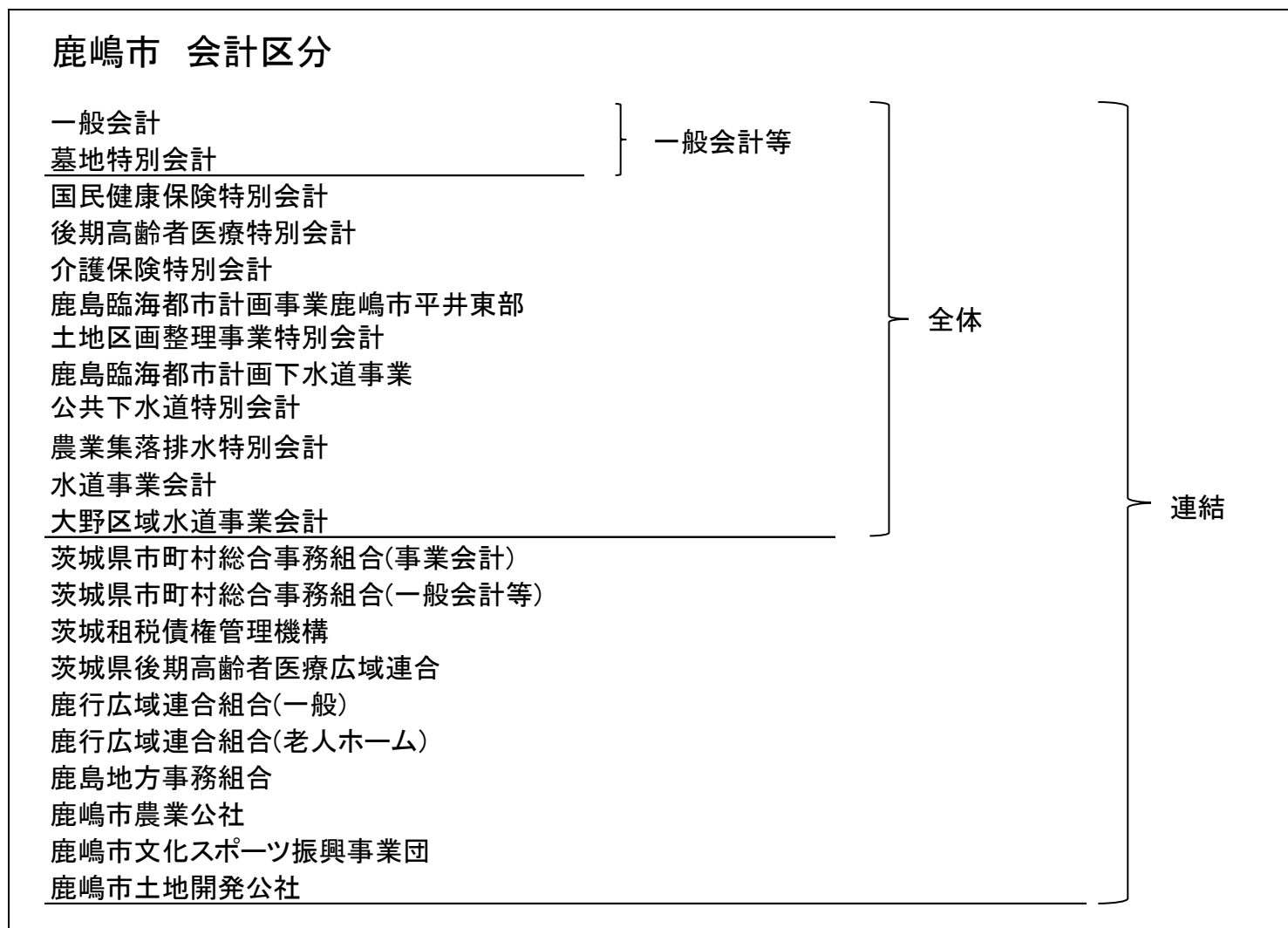
- ・ 総務省方式改訂モデルでは複式仕訳によっていないため、一般的には検証可能性(元の会計情報に遡って数値の検証を行えること)が低いといわれる一方、統一的な基準は複式仕訳によって作成されることから、検証可能性が向上していること。
- ・ 総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備を前提としていなかったため、貸借対照表の固定資産計上額が必ずしも精緻とはいえなかったが、統一的な基準では、個々の固定資産ごとに固定資産台帳を整備しており、数値の精緻さが向上していること。
- ・ 上記に関連して、総務省方式改訂モデルでは、固定資産の評価額について主に過去の普通建設事業費の累計額により算出されることから、実際には費用とすべき金額まで含まれてしまうのに対して、統一的な基準では、実際の取得原価もしくは再調達原価によって評価していること。さらに、統一的な基準ではインフラ資産のうち道路、河川及び水路の敷地の多くが備忘価額(1円)で評価していること。(そのため、統一的な基準では、総務省方式改訂モデルと比較して、固定資産の金額が低く評価されやすく、単純な比較はできない点に留意が必要。)

## 4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日となるため、今回の平成28年度決算分では平成29年3月31日となります。

なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

## 5 作成対象とする範囲



※分析については、一般会計等、全体で行っています。

## Ⅱ 本市の財務書類について

### 1 貸借対照表(平成29年3月31日現在)

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握できません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

一般会計等と全体を比較すると、全体の資産の部のうちインフラ資産については主に鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計分 17,950,058 千円、水道事業会計分 3,580,153 千円、大野区域水道事業会計分 3,818,878 千円分、同じく現金預金については水道事業会計分 1,506,435 千円分が含まれています。

また、負債の部のうち地方債については鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計分 7,597,266 千円、水道事業会計分 1,893,112 千円、大野区域水道事業会計分 2,067,538 千円分が含まれています。

純資産については、鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計分 10,133,231 千円、水道事業会計分 3,279,243 千円、大野区域水道事業会計分 1,898,897 千円分が含まれています。

なお、一般会計等の平成 28 年度期首高と平成 28 年度期末高を比較すると、主な増減は次のとおりです。

- ・事業用資産の増加のうち主な内容は工作物 917,843 千円の増(液状化対策等)
- ・インフラ資産の増加のうち主な内容は建設仮勘定 2,209,690 千円の増(液状化対策等)
- ・基金の減少のうち主な内容は東日本大震災復興基金 3,099,486 千円の減



貸借対照表			単位:千円		
資産の部	一般会計等	全体	負債の部	一般会計等	全体
<b>1.固定資産</b>	<b>55,110,952</b>	<b>84,309,834</b>	<b>1.固定負債</b>	<b>18,409,949</b>	<b>30,375,471</b>
有形固定資産	50,390,695	78,242,938	(1)地方債	15,278,126	27,201,236
(1)事業用資産	22,013,119	22,023,780	(2)長期未払金	1,785	1,785
(2)インフラ資産	28,282,778	55,741,207	(3)退職手当引当金	3,130,038	3,172,450
(3)物品	94,798	477,951	(4)損失補償等引当金	0	0
無形固定資産	9,233	9,353	(5)その他	0	0
投資その他の資産	4,711,024	6,057,544	<b>2.流動負債</b>	<b>2,369,706</b>	<b>3,272,029</b>
(1)投資及び出資金	1,413,545	386,905	(1)1年以内償還予定地方債	1,675,497	2,396,814
(2)投資損失引当金	0	0	(2)未払金	5,260	128,620
(3)長期延滞債権	398,750	1,116,810	(3)未払費用	0	0
(4)長期貸付金	143,691	143,691	(4)前受金	0	0
(5)基金	2,795,926	4,516,463	(5)前受収益	0	0
(6)その他	0	0	(6)賞与等引当金	205,261	214,421
(7)徴収不能引当金	△40,887	△106,325	(7)預り金	483,688	483,688
<b>2.流動資産</b>	<b>7,024,306</b>	<b>9,423,878</b>	(8)その他	0	48,486
(1)現金預金	4,289,706	6,380,644	<b>負債合計</b>	<b>20,779,655</b>	<b>33,647,500</b>
(2)未収金	111,677	489,702	純資産の部		
(3)短期貸付金	24,255	24,255	(1)固定資産等形成分	57,745,324	86,944,206
(4)基金	2,610,117	2,610,117	(2)余剰分(不足分)	△16,389,721	△26,857,994
(5)棚卸資産	0	12,433			
(6)その他	0	0	<b>純資産合計</b>	<b>41,355,603</b>	<b>60,086,212</b>
(7)徴収不能引当金	△11,448	△93,273	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>62,135,258</b>	<b>93,733,712</b>
<b>資産合計</b>	<b>62,135,258</b>	<b>93,733,712</b>			

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

## 【一般会計等貸借対照表の平成28年度期首高・期末高の比較】

貸借対照表(一般会計等)				単位:千円			
資産の部	期首	期末	差額	負債の部	期首	期末	差額
<b>1.固定資産</b>	<b>55,870,054</b>	<b>55,110,952</b>	<b>△759,102</b>	<b>1.固定負債</b>	<b>18,790,642</b>	<b>18,409,949</b>	<b>△380,693</b>
<b>有形固定資産</b>	47,998,510	50,390,695	2,392,185	(1)地方債	15,637,143	15,278,126	△359,017
(1)事業用資産	21,395,913	22,013,119	617,206	(2)長期未払金	175	1,785	1,609
(2)インフラ資産	26,492,112	28,282,778	1,790,665	(3)退職手当引当金	3,153,324	3,130,038	△23,286
(3)物品	110,485	94,798	△15,687	(4)損失補償等引当金	0	0	0
<b>無形固定資産</b>	0	9,233	9,233	(5)その他	0	0	0
<b>投資その他の資産</b>	7,871,544	4,711,024	△3,160,520	<b>2.流動負債</b>	<b>2,306,538</b>	<b>2,369,706</b>	<b>63,168</b>
(1)投資及び出資金	1,418,567	1,413,545	△5,022	(1)1年以内償還予定地方債	1,616,563	1,675,497	58,933
(2)投資損失引当金	0	0	0	(2)未払金	5,252	5,260	7
(3)長期延滞債権	465,848	398,750	△67,098	(3)未払費用	0	0	0
(4)長期貸付金	153,447	143,691	△9,757	(4)前受金	0	0	0
(5)基金	5,881,450	2,795,926	△3,085,524	(5)前受収益	0	0	0
(6)その他	0	0	0	(6)賞与等引当金	202,626	205,261	2,635
(7)徴収不能引当金	△47,767	△40,887	6,881	(7)預り金	482,096	483,688	1,592
<b>2.流動資産</b>	<b>6,111,848</b>	<b>7,024,306</b>	<b>912,458</b>	(8)その他	0	0	0
(1)現金預金	3,637,525	4,289,706	652,181	<b>負債合計</b>	<b>21,097,180</b>	<b>20,779,655</b>	<b>△317,525</b>
(2)未収金	155,269	111,677	△43,593	純資産の部			
(3)短期貸付金	28,520	24,255	△4,265	(1)固定資産等形成分	58,205,105	57,745,324	△459,781
(4)基金	2,306,531	2,610,117	303,586	(2)余剰分(不足分)	△17,320,384	△16,389,721	930,663
(5)棚卸資産	0	0	0				
(6)その他	0	0	0	<b>純資産合計</b>	<b>40,884,722</b>	<b>41,355,603</b>	<b>470,881</b>
(7)徴収不能引当金	△15,997	△11,448	4,549	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>61,981,902</b>	<b>62,135,258</b>	<b>153,356</b>
<b>資産合計</b>	<b>61,981,902</b>	<b>62,135,258</b>	<b>153,356</b>				

## 用語解説

### 固定資産

- 事業用資産……………公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産(例:庁舎, 学校など)
- インフラ資産……………社会基盤となる資産(例:道路, 橋, 公園, 上下水道施設など)
- 物品……………車輛, 物品, 美術品など
- 無形固定資産……………ソフトウェアなど
- 投資及び出資金……………有価証券, 出資金, 出捐金など
- 投資損失引当金……………連結団体への出資にかかる実質価額が著しく低下した場合に計上
- 長期延滞債権……………滞納繰越調定収入未済分
- 長期貸付金……………自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
- 基金……………流動資産に区分される以外の基金(減債基金, 特定目的基金)
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込(不納欠損額)を見積もったもの(固定資産分)

### 流動資産

- 現金預金……………手許現金や普通預金など
- 未収金……………税金や使用料などの未収金
- 短期貸付金……………貸付金のうち, 翌年度に償還期限が到来するもの
- 基金……………財政調整基金
- 棚卸資産……………売却目的保有資産
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込(不納欠損額)を見積もったもの(流動資産分)

### 固定負債

- 地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち償還予定が1年超のもの
- 長期未払金……………自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
- 退職手当引当金……………原則期末自己都合要支給額(負担金支出により計上しない)
- 損失補償等引当金……………履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち, 地方公共団体財政健全化法上, 将来負担比率算定に含めた将来負担額。
- その他……………上記以外の固定負債

### 流動負債

- 1年内償還予定地方債……………1年以内に償還予定の地方債
- 未払金……………準日時点までに支払義務発生の原因が生じており, その金額が確定し, または合理的に見積もることができるもの
- 未払費用……………一定の契約に従い, 継続して役務の提供を受けている場合, 基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの
- 前受金……………基準日時点において, 代金の納入は受けているが, 対する義務の履行を行っていないもの
- 前受収益……………一定の契約に従い, 継続して役務の提供を行う場合, 基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
- 賞与等引当金……………基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費
- 預り金……………基準日時点において第三者から寄託された資産に係る見返負債
- その他……………上記以外の流動負債

## 2 行政コスト計算書(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市町村税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、市の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成支出の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

行政コスト計算書	単位:千円	
	一般会計等	全体
<b>経常費用</b>	<b>21,517,411</b>	<b>37,112,513</b>
1.業務費用	11,930,032	15,455,347
(1)人件費	4,603,297	4,753,357
(2)物件費等	7,018,073	9,863,378
(3)その他の業務費用	308,661	838,612
2.移転費用	9,587,379	21,657,166
<b>経常収益</b>	<b>1,420,979</b>	<b>3,712,538</b>
1.使用料及び手数料	217,689	2,220,518
2.その他	1,203,290	1,492,020
<b>純経常行政コスト</b>	<b>20,096,432</b>	<b>33,399,975</b>
臨時損失	107,660	107,660
臨時収益	9,685	9,685
<b>純行政コスト</b>	<b>20,194,407</b>	<b>33,497,949</b>

一般会計等と全体を比較すると、全体の業務費用－物件費等については、鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計分の減価償却費649,498千円、同じく水道事業会計分の物件費708,477千円が含まれています。

また、経常収益－その他については、一般会計等において退職給与引当金戻入益415,710千円及び諸収入822,648千円が含まれています。全体においては国民健康保険104,879千円が含まれています。

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

## 用語解説

### 経常費用

#### 業務費用

- 人件費……………職員給与費や賞与等引当金繰入額, 退職手当引当金繰入額等
- 物件費等……………職員旅費, 委託料, 消耗品や備品購入費(消費的性質), 施設等の維持修繕にかかる経費や減価償却費など
- その他の業務費用……支払利息, 徴収不能引当金繰入額, 過年度分過誤納還付
- 移転費用……………住民への補助金や, 生活保護費, 医療費, 補助費などの社会保障費, 特別会計への資金移動など

### 経常収益

- 使用料及び手数料……行政サービスの対価として使用料・手数料で徴収する金銭
- その他……………雑入, 過料, 預金利子, 退職給与引当金戻入益等

### 臨時損失及び臨時収益

- 臨時損失……………資産除売却額など
- 臨時収益……………資産売却収益など

### 3 純資産変動計算書(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。行政コスト計算書には計上されていない、市税、国・県等からの補助金等が、本表の財源に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト(「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」)をまかなうもので、金額は一致します(純資産変動計算書上はマイナス要因です)。

純資産変動計算書	単位:千円	
	一般会計等	全体
前年度末純資産残高	40,884,722	59,312,956
純行政コスト	△20,194,407	△33,497,949
財源	20,662,399	34,268,316
(1) 税金等	15,368,069	24,864,031
(2) 国庫等補助金	5,294,330	9,404,286
本年度差額	467,992	770,367
資産評価差額	0	0
無償所管換等	2,889	67,889
他団体出資等分の増加	0	0
他団体出資等分の減少	0	0
その他	0	△65,000
本年度純資産変動額	470,881	773,256
本年度純資産残高	41,355,603	60,086,212

財源－税金等については、一般会計等において主に地方税11,112,452千円(固定資産税5,965,779千円, 個人税3,566,774千円等)や地方交付税2,285,994千円が含まれています。全体においては、さらに国民健康保険特別会計分6,887,873千円, 介護保険特別会計分2,566,343千円が含まれています。

また、財源－国庫等補助金については、一般会計等において国庫補助金3,422,618千円, 県補助金1,509,489千円が含まれています。全体においては、さらに国民健康保険特別会計分2,666,497千円, 介護保険特別会計分1,253,976千円が含まれています。

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計に齟齬が生じます。

## 用語解説

前年度末純資産残高	前年度末の純資産の額(前年度貸借対照表と一致)
純行政コスト	行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用
税收等	地方税、地方交付税、地方譲与税など
国庫等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金など
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管替等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
その他	上記以外の純資産の変動(調査判明の資産など)

#### 4 資金収支計算書(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の金融資産の資金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収支を表しています。投資活動収支は、資産形成に関する収支を言います。財務活動収支とは、地方債の償還等に関する収支を言います。

資金収支計算書	単位:千円	
	一般会計等	全体
<b>業務活動収支</b>	<b>1,951,986</b>	<b>3,348,402</b>
1.業務支出	△19,421,054	△33,853,329
2.業務収入	21,373,039	37,201,731
3.臨時支出	0	0
4.臨時収入	0	0
<b>投資活動収支</b>	<b>△1,001,314</b>	<b>△2,214,734</b>
1.投資活動支出	△4,916,976	△6,193,815
2.投資活動収入	3,915,663	3,979,081
<b>財務活動収支</b>	<b>△300,083</b>	<b>△471,985</b>
1.財務活動支出	△1,616,563	△2,315,565
2.財務活動収入	1,316,480	1,843,580
<b>本年度資金収支額</b>	<b>650,589</b>	<b>661,683</b>
<b>前年度末資金残高</b>	<b>3,155,429</b>	<b>5,235,272</b>
<b>本年度末資金残高</b>	<b>3,806,018</b>	<b>5,896,955</b>
<b>前年度末歳計外現金残高</b>	<b>482,096</b>	<b>482,096</b>
<b>本年度歳計外現金増減額</b>	<b>1,592</b>	<b>1,592</b>
<b>本年度末歳計外現金残高</b>	<b>483,688</b>	<b>483,688</b>
<b>本年度末現金預金残高</b>	<b>4,289,706</b>	<b>6,380,644</b>

業務収入については、一般会計等において主に税金等15,430,685千円、国県等補助金4,932,107千円が含まれ、全体においては、さらに国民健康保険特別会計分9,693,872千円、介護保険特別会計分3,809,159千円が含まれています。

また、投資活動支出については、一般会計等において公共施設等整備費支出4,093,426千円、基金積立支出732,952千円が含まれ、全体においては、さらに鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計分598,073千円が含まれています。

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計に齟齬が生じます。



### Ⅲ 本市の財務書類分析(指標)

#### 1 指標一覧(一般会計等)

指標	算式	単位	数値	コメント	
資産形成度	住民一人当たり資産額	資産合計÷人口	千円	914.5	資産形成度を示す各指標は概ね一般的な範囲に収まっていると考えられますが、資産の老朽化度合いを示す有形固定資産減価償却率については概ね耐用年数の半分強まで進んでいる状況です。
	歳入額対資産比率	資産合計÷歳入総額	年	2.3	
	有形固定資産減価償却率	減価償却累計額÷償却資産取得価額	%	52.9	
世代間公平性	純資産比率	純資産額÷資産合計	%	66.6	世代間公平性を示す各指標についても、純資産比率が66.6%と50%を超えており、概ね一般的な範囲に収まっていると考えられます。
	将来世代負担比率	地方債残高÷有形固定資産	%	33.6	
持続可能性	住民一人当たり負債額	負債合計÷人口	千円	305.8	持続可能性を示す指標については、基礎的財政収支がプラスとなっており良好な状況といえます。
	基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	業務活動収支(支払利息除く) +投資活動収支	千円	1,221,131	
	債務償還可能年数	地方債残高÷業務活動収支	年	8.7	
効率性	住民一人当たり行政コスト	純行政コスト÷人口	千円	297.2	効率性を示す住民一人当たり行政コストは297千円であり、今後は他団体比率や経年比較も行うことが望まれます。
弾力性	行政コスト対税率等比率	純行政コスト÷税率等	%	131.4	弾力性を示す行政コスト対税率等比率は100%を超えており、財源の余裕度が高いとはいえない状況にあります。
自律性	受益者負担の割合	経常収益÷経常費用	%	6.6	自律性を示す受益者負担の割合は6.6%であり、経常費用のうち7%程度を受益者負担で賄っていることを表しています。

## 2 指標の説明

住民一人当たり資産額	資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、資産形成度について住民等にとってわかりやすい情報となります。また、他団体との比較が容易になります。
歳入額対資産比率	当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。
純資産比率	純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。例えば、純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方で、将来世代に負担が先送りされたことを意味し、逆に、純資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味すると捉えることもできます。
社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)	社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。
住民一人当たり負債額	負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、持続可能性について住民にとってわかりやすい情報となります。また、他団体との比較が容易になります。
基礎的財政収支(プライマリーバランス)	資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。
償還可能年数	実質債務(地方債残高等から充当可能金等を控除した実質的な債務)が償還財源上限額(資金収支計算書における業務活動収支の黒字分の何年分あるかを示す指標)で、債務償還能力は債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。
住民一人当たり行政コスト	行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができます。また、当該指標を類似団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを評価することができます。なお、住民一人あたり行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等により異なるものであるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体と比較すべきことに留意する必要があります。
行政コスト対税率等比率	税率等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税率等のうち、どれだけ資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができます。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。
受益者負担の割合	行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を経年比較したり、類似団体比較したりすることにより当該団体の受益者負担の特徴を把握することができます。

### 3 指標の基礎数値

単位:人,千円

人口	67,942	負債額	20,779,655
資産	62,135,258	業務活動収支	1,951,986
歳入総額	26,605,182	投資活動収支	△1,001,314
有形固定資産	50,390,695	支払利息支出	△270,459
減価償却累計額	43,177,073	純行政コスト	20,194,407
償却資産取得価額	81,631,773	税金等	15,368,069
純資産額	41,355,603	経常収益	1,420,979
地方債残高	16,953,623	経常費用	21,517,411

※人口は、平成29年3月31日時点の住民基本台帳人口を使用

## IV 施設別行政コスト計算書(一般会計等)

施設別行政コスト計算書は、財務書類 4 表のうち行政コスト計算書の費用と収益の状況を施設ごとに集計することにより、各施設の効率性を把握し、今後の施設運営の改善に役立てるものです。

### 1 作成方法

#### ① 費用、収益の計上基準

発生主義に基づき、現金の収入や支出がなくても、サービスの提供や物品の引渡しなどの取引の事実が発生した時点で、費用または収益が発生したものと認識し記録・集計しています。

#### ② 費用の範囲

施設別行政コスト計算書で集計されている費用は次のとおりです。

- (1) 各施設の運用にかかる人件費(職員給与費,その他(人件費))
- (2) 各施設の運用にかかる費用(物件費等)
- (3) 発生主義による現金の支出を伴わない費用(減価償却費,退職給付引当金繰入額等)

#### ③ 集計範囲

固定資産台帳上に登録されている施設別単位により集計を行っています。

## 2 作成結果

上記の方法に基づいた施設別行政コスト計算書の作成結果は下表のとおりとなります。

### 施設別コスト計算書

(S/D:歳入歳出伝票, 決算統計データ, 固定資産台帳)

(単位:千円)

公会計費目	庁舎	保育所 (認定こども園含)	幼稚園	小学校	中学校	公民館	図書館
職員給与費	23,320	289,257	123,148	52,332	2,653	90,152	34,904
その他(人件費)	11,560	138,639	25,703	92,772	36,791	71,000	33,818
退職給付費用	1,644	27,946	9,863	3,836	-	7,123	2,740
賞与引当金繰入	862	12,753	5,569	2,226	-	4,417	1,412
物件費等	77,078	20,676	18,796	109,315	77,542	48,216	20,077
その他(移転費用)	7	-	-	-	-	48	7
維持補修費	1,785	85	106	4,600	5,102	1,103	-
減価償却費	26,457	17,248	4,330	219,039	129,351	79,533	8,169
計	142,712	506,604	187,516	484,121	251,440	301,592	101,126

今後、過去との比較や類似団体との比較で、各施設にかかるコストやその内訳が適正かどうかを判断し、予算編成・執行の参考としていきます。

### 3 有形固定資産減価償却率について

近年,我が国では公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが,決算統計や地方財政健全化法における既存の財政指標では,資産の老朽化度合いまでを把握することはできませんでした。今回,統一的な基準に基づく貸借対照表を作成することで,有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を各施設ごとに算出し,有形固定資産減価償却率として把握することができるようになります。

有形固定資産減価償却率を算出することにより,当該地方公共団体の資産全体としての老朽化度合いを把握することができるようになるだけでなく,小学校や保育所といった施設類型別や個別施設ごとの有形固定資産減価償却率を算出することにより,老朽化対策の優先順位を検討する際の参考資料の一つとすることができ,当該優先順位を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待されます。有形固定資産減価償却率は以下の式で算出されます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} \div \text{償却資産取得価額}$$

算出のためには,各資産の取得価額と減価償却費の累積値である減価償却累計額の施設下別集計が必要になります。前述の施設別行政コスト別計算書の区分に従い該当数値を集計した結果及び有形固定資産減価償却率は下表のとおりとなります。

#### 施設別固定資産の状況

(S/D:固定資産台帳)

(単位:千円)

貸借対照表項目	計算式	庁舎	保育所 (認定こども園含)	幼稚園	小学校	中学校	公民館	図書館
事業用・建物	①	1,084,588	440,539	287,210	11,477,729	6,495,448	3,502,897	395,838
建物減価償却累計額	②	521,110	291,636	209,693	7,428,980	4,657,282	1,703,815	202,545
総計		1,084,588	445,345	287,210	11,631,462	6,568,441	3,503,977	395,838

#### 有形固定資産減価償却率

建物	③=②/①	48.05%	66.20%	73.01%	64.73%	71.70%	48.64%	51.17%
----	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

有形固定資産減価償却率については,概ね50%以上となると,施設改修等の検討が必要となるといわれています。上記の施設の中では,施設類型ごとの大枠の数値ではありますが,幼稚園の有形固定資産減価償却率が最も高く,続いて中学校,保育所の順となっています。